

例題

出題率=★★★★☆

次の記述は、関税法第8条に規定する不当廉売関税に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選びなさい。

- 1 関税法第8条第1項の規定により、貨物、当該貨物の供給国及び期間を指定し、当該指定された供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものについて課される不当廉売関税の額の確定については、賦課課税方式が適用される。
- 2 不当廉売関税が課される貨物については、関税法別表の税率による関税は課されない。
- 3 不当廉売関税に関する調査は、1年以内に終了しなければならないが、延長は認められない。
- 4 政府は、不当廉売関税を課することの求めがない場合においても、関税法第8条第5項の規定に基づく不当廉売関税に関する調査を開始することができる。
- 5 不当廉売関税の納税義務者は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者である。

Check it out!!

不当廉売関税制度は、**輸出国における国内価格より低い価格**で貨物が輸入されることによって**国内産業が損害**を受けた場合に、**国内産業を保護**するため、その**輸出国の国内価格との差額**を埋めることを目的として課する**割増関税制度**です。
 不当廉売関税と相殺関税とは、対象輸入貨物の低価格の原因がそれぞれ不当廉売(ダンピング)、輸出国等の補助金の違いはあるものの、発動要件、発動手続の内容の多くが類似しています。
 なお、不当廉売関税は通常の関税とは別に課されるもので、その納税義務者は、不当廉売関税が課されることとなる**貨物の輸入者**です。

例題の解説 (正解=4、5)

- (正=4、5) 不当廉売関税の額の確定については、申告納税方式(「賦課課税方式」ではない。)が適用されます。
- 4 政府は、不当廉売関税を課することの求めがあった場合のほか、**自ら職権**で不当廉売関税に関する調査を開始することができます。
 - 2 不当廉売関税が課される貨物については、関税法別表の税率による関税に加えて、不当廉売関税が課されます。
 - 5 不当廉売関税の納税義務者は、当該不当廉売関税を課されることとなる**貨物の輸入者**です。
- (誤=1、2、3) 不当廉売関税に関する調査期間は、原則として、**調査の開始の日から1年以内**ですが、特別の理由により必要がある場合には、その期間を**6月以内**に限り延長することができます。
- 1 関税法第8条第1項の規定により課される
 - 2 不当廉売関税に関する調査期間は、原則として、調査の開始の日から1年以内ですが、特別の理由により必要がある場合には、その期間を6月以内
 - 3 不当廉売関税に関する調査期間は、原則として、調査の開始の日から1年以内ですが、特別の理由により必要がある場合には、その期間を6月以内

合格への道案内

1. 発動要件

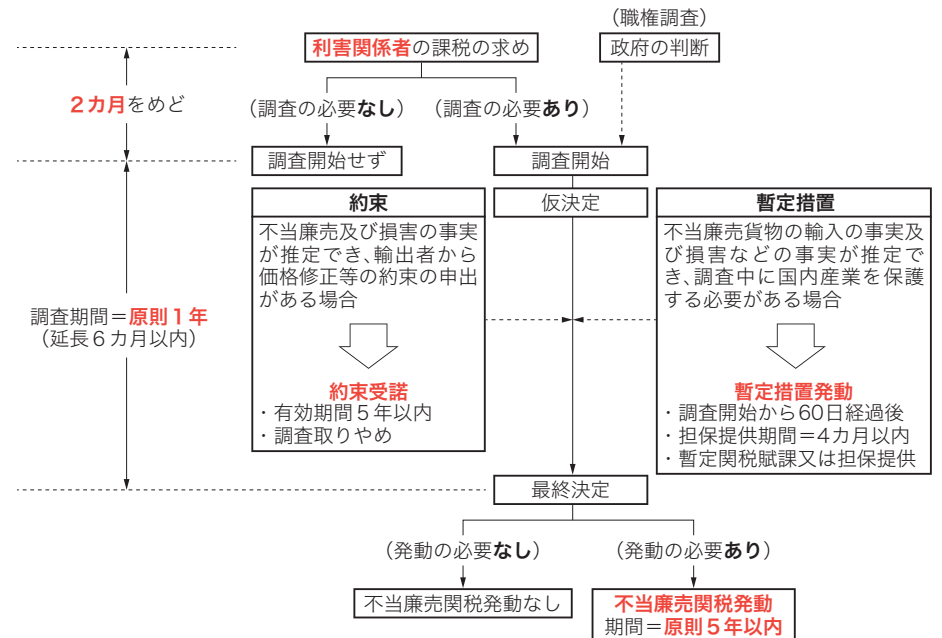
不当廉売関税を発動するためには、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①**不当廉売**された貨物の輸入があること。(価格要件)
- ②その貨物の輸入が**本邦の産業(当該貨物と同種の貨物を生産している産業に限る)に実質的な損害**を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は**本邦の産業の確立**を実質的に妨げていること。(損害要件、因果関係)
- ③**本邦の産業を保護**するため必要があると認められること。(必要性)

2. 課税限度

課税限度 = 通常の関税 + 正常価格と不当廉売価格との差額と同額以下の不当廉売関税

3. 発動手続



4. 迂回防止措置

特定の貨物に対する不当廉売関税の発動下において、当該貨物の「供給国」や「品目」の変更により当該不当廉売関税の課税を免れるいわゆる「迂回」が疑われる事例が見られる現況で、令和8年度関税改正において、以下のような類型の迂回が疑われる貨物取引について、迅速に実施し得る**迂回防止調査(原則10か月以内、最大で6か月の延長)**の結果に沿って、原措置の不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能とする迂回防止措置が導入されました。

- **第三国迂回**: 不当廉売関税措置(原措置)の対象国から対象製品の部品等を第三国へ輸出し、第三国内の加工設備における最終加工後に本邦へ輸出することによる迂回。
- **軽微変更迂回**: 不当廉売関税措置(原措置)の対象製品をわずかに異なる製品(不当廉売関税対象外)に切り替えて本邦へ輸出することによる迂回。
- **輸入国迂回**: 不当廉売関税措置(原措置)の対象国から対象製品の部品等(不当廉売関税対象外)を本邦に輸出し、本邦内の加工設備において最終加工することによる迂回。

KEYWORD

【不当廉売】 輸入貨物と同種の貨物の輸出国での通常の商取引における国内販売価格(正常価格)より低い価格で輸出のために販売することをいいます。例えば、ある商品について、輸出国の生産者が自国の市場向けに100の価格で販売しているのに対し、日本向けには70の価格で輸出した場合には、その差額の30が不当廉売されたこととなります。

【正常価格】 輸入貨物と同種の貨物の輸出国での通常の商取引における国内販売価格のことをいいます。ただし、このような販売価格がない場合や輸出国の国内市場が特殊な状況のため国内販売価格を用いることが適当でない場合には、輸出国からの第三国向けの同種の貨物の輸出価格又は輸入貨物の製造原価に通常の利潤及び一般経費を加えた額を用います。